

( 公 印 省 略 )

分医発第3759号  
令和8年2月5日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会  
常任理事 井上 雅公

指定難病等医療費助成に係る医療保険における所得区分の照会等に  
係る事務の廃止について（スケジュールについて）

自治体が医療保険者へ行う所得区分の照会（保険者照会）につきましては、令和7年12月18日付け分医発第3270号「指定難病等医療費助成に係る医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について」において、令和8年2月1日より廃止する旨ご連絡申し上げたところです。

今般、標記の件について、厚労省より各都道府県等宛てに事務連絡が発出された旨、日本医師会から別紙の通り連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関への周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1751 号（健Ⅱ）

令和 8 年 2 月 3 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会 常任理事

渡辺 弘司

佐原 博之

（公印省略）

指定難病等医療費助成に係る医療保険における所得区分の照会等に係る  
事務の廃止について（スケジュールについて）

自治体が医療保険者へ行う所得区分の照会（保険者照会）につきましては、「指定難病等医療費助成に係る医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について」令和 7 年 12 月 16 日付日医発第 1509 号（健Ⅱ）において、令和 8 年 2 月 1 日より廃止される旨貴会宛ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より各都道府県等宛に、具体的な取扱いについて担当部局等との調整が続いていることから、2 月の廃止を延期し、令和 8 年 3 月 1 日より廃止することを予定している旨の事務連絡がなされ、本会へも周知方依頼がありましたのでご連絡いたします。なお、詳細につきましては、調整がつき次第、追って事務連絡が発出される予定とのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（スケジュールについて）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（事務連絡）」（令和 7 年 11 月 18 日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）の「1. スケジュールについて（予定）」において、「健康保険法施行規則等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和 8 年 2 月 1 日から廃止することを予定しております。」とご連絡したところですが、具体的な取扱いについて担当部局等との調整が続いていることから、2 月の廃止を延期し、令和 8 年 3 月 1 日より廃止することを予定しておりますので、ご連絡いたします。

具体的な取扱いにつきましては、担当部局等との調整が付き次第、早急に再度ご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。つきましては、貴会から、貴会会員の関係機関に対して周知いただけるよう、御配慮方よろしく願いいたします。

なお、本件は各都道府県・指定都市の難病対策担当課及び各都道府県・指定都市・中核市・児童相談設置市の小児慢性特定疾病対策担当課宛てにも、管内の指定医療機関に対して周知していただくよう、依頼していることを申し添えます。

事務連絡  
令和8年1月28日

各〔都道府県  
指定都市〕 難病対策担当課 御中

各〔都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市〕 小児慢性特定疾病対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（スケジュールについて）

難病対策及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（事務連絡）」（令和7年11月18日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）の「1. スケジュールについて（予定）」において、「健康保険法施行規則等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和8年2月1日から廃止することを予定しております。」とご連絡したところですが、具体的な取扱いについて担当部局等との調整が続いていることから、2月の廃止を延期し、令和8年3月1日より廃止することを予定しておりますので、ご連絡いたします。

具体的な取扱いにつきましては、担当部局等との調整が付き次第、早急に再度ご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本事務連絡については、保険局と協議済みであることを申し添えます。